防防国第6927号 19.7.19 防防国第9101号

一部改正 1 9 . 9 . 1 8 防防防第 9 2 2 4 号

一部改正 2 1 . 8 . 1 防防国第11292号

一部改正 2 6 . 7 . 2 5 防防国第 1 8 号

一部改正 27.10.1

事 務 次 官

防衛交流に関する検討委員会設置要綱について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類:別紙

## 防衛交流に関する検討委員会設置要綱

## (委員会の設置)

第1 防衛交流の基本方針の下、防衛交流が効果的に実施されるよう、地域別及び国別の交流の在り方、中期的な防衛交流計画、重要な交流事業その他の重要事項について 検討を行うため、防衛交流に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

# (委員会の構成)

- 第2 委員会の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 委員長 防衛審議官
  - (2) 委 員 大臣官房長、防衛政策局長、人事教育局長、防衛交流の企画に関する 事項を整理する防衛政策局次長、衛生監、統合幕僚長、陸上幕僚長、 海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚監部総括官、防衛装備庁長官、防 衛技監その他委員長が指名する者

## (委員会の運営)

- 第3 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を掌理する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、 意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 関係部局は、前項の要求があった場合、これに応じ、協力するものとする。

#### (作業部会の設置及び構成)

- 第4 委員会を支援し、所要の作業を行うため、委員会の下に作業部会を置く。
- 2 作業部会の構成は次のとおりとする。
  - (1) 部会長 防衛政策局国際政策課長
  - (2) 部会員 部会長が次に掲げる課等の職員から指名する者

大臣官房秘書課

大臣官房文書課

防衛政策局防衛政策課

防衛政策局調查課

防衛政策局訓練課

人事教育局人材育成課

人事教育局衛生官

統合幕僚監部防衛計画部防衛課

統合幕僚監部参事官

陸上幕僚監部防衛部防衛課

海上幕僚監部防衛部防衛課 航空幕僚監部防衛部防衛課 防衛装備庁装備政策部国際装備課 防衛装備庁装備政策部技術戦略課技術交流室

3 部会長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる課等以外の課等の職員を部会員に指名することができる。

(庶務)

第5 委員会及び作業部会に関する庶務は、防衛政策局国際政策課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。